



目次

告 示	ページ
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定 (障害保健支援課)	1
○高知県私立学校審議会委員の任命 (私学・大学支援課)	1
◎高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務の委託 (人 権 課)	1
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	1
公 告	
○須崎港港湾計画の変更の概要 (港湾・海岸課)	1
高知県収用委員会公告	
○公示による通知 (4・11揭示)	2
落札公告	
○落札者等の公告 (総務事務センター)	2

告 示

高知県告示第353号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき、応急入院指定病院として次のとおり指定した。

平成30年4月13日

医療機関の名称	所 在 地	高知県知事 尾崎 正直 指定年月日
渡川病院	四万十市具同2278番地1	平30・4・1
高知医療センタ	高知市池2125番地1	〃 〃 〃

高知県告示第354号

次の者を平成30年4月1日付けで高知県私立学校審議会委員に任命した。

平成30年4月13日

氏名	役職名	高知県知事 尾崎 正直

亀井 秀彦 高知県商工会連合会専務理事

高知県告示第355号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月13日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託期間
高知市本町四丁目1番37号	公益財団法人高知県人権啓発センター	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

高知県告示第356号

高知地方法務局長から平成29年10月高知県告示第668号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成30年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年4月13日

高知県知事 尾崎 正直

公 告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、須崎港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成30年4月13日

須崎港港湾管理者 高知県

代表者 高知県知事 尾崎 正直

1 港湾計画の変更の概要

須崎港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共ふ頭計画

地区名	名称	数量
大峰	水深13メートル岸壁	260メートル
	ふ頭用地	1ヘクタール
港町	水深5.5メートル岸壁	180メートル

(2) 水域施設計画

ア 航路

名称	水深	幅員
本港航路	13メートル	200～300メートル

イ 泊地

地区名	水深	面積
大峰	13メートル	2ヘクタール

ウ 航路・泊地

地区名	水深	面積
大峰	13メートル	14ヘクタール

(3) 小型船だまり計画

地区名	名称	数量
大間	水深3メートル物揚場	330メートル（うち200メートル既設）
	ふ頭用地	1ヘクタール

(4) 港湾環境整備施設計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
港町	1	緑地

(5) 土地造成計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
大峰	1	ふ頭用地
大間	1	ふ頭用地

(6) 土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途

港町	4	ふ頭用地
	8	港湾関連用地
	2	交通機能用地
	1	緑地
湾口	11	工業用地
大峰	2	ふ頭用地
	10	工業用地
大間	1	ふ頭用地
	2	港湾関連用地
	5	都市機能用地
	2	交通機能用地
串の浦	2	港湾関連用地
浜町	1	ふ頭用地

(7) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設
 今回計画する施設のうち、須崎港が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は、以下のとおりである。

地区名	名称	数量
大峰	水深13メートル岸壁	延長260メートル
	水深13メートル泊地	面積2ヘクタール
	水深13メートル航路・泊地	面積14ヘクタール
須崎港内	水深13メートル本港航路	幅員200～300メートル

(8) 大規模地震対策施設計画

地区名	名称	数量
港町	水深7.5メートル岸壁	130メートル

(9) 港湾施設の利用
 物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

地区名	名称	数量
港町	水深6メートル物資補給岸壁	105メートル
	水深5.5メートル物資補給岸壁	180メートル

(10) その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項
 港口地区地先については、将来の貨物需要・土地需要に対応するための開発空間として留保する区域とする。
 2 変更後の港湾計画の縦覧の場所
 (1) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県土木部港湾・海岸課
 (2) 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎5階 高知県土木部須崎土木事務所

取 用 委 員 会 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。
 なお、当該書面を受領しないときは、平成30年5月2日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。
 平成30年4月11日（揭示済）
 高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 書類の種類
 平成30年4月10日付け土地収用法に基づく現地調査の実施及び審理の開催についての通知書
- 書類の交付を受ける者の住所及び氏名
 吾川郡いの町大内字ムロヤシキ735番2及び735番4の土地の所有者のうち次の者
 居所不明。ただし、戸籍の附票上の住所
 カナダ国マニトバ州ヴィニヘグ 岡田 均
 居所不明 岡田 千重
 居所不明 岡田 昭
 居所不明。ただし、戸籍の附票上の住所
 ブラジル国 岡田 嘉代
 居所不明。ただし、戸籍の附票上の住所

- ブラジル国 岡田 美智子
 居所不明。ただし、戸籍の附票上の住所
 ブラジル国 岡田 敬子
 居所不明。ただし、戸籍の附票上の住所
 ブラジル国 岡田 怜
 居所不明。ただし、戸籍の附票上の住所
 ブラジル国 岡田 守

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年4月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
 平成30年度総務事務集中化システム運用保守委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
 高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 随意契約の相手方を決定した日
 平成30年3月27日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
 株式会社高知電子計算センター・四国情報管理センター株式会社・株式会社ソフテック連合体 高知市本町四丁目1番16号
- 随意契約に係る契約金額
 38,880,000円
- 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 随意契約によることとした理由
 政令第11条第1項第1号に該当するため